

岡山市部活動改革及び地域クラブ活動の推進方針

岡山市スポーツ文化局

岡山市教育委員会事務局

令和8年3月

部活動改革及び地域クラブ活動の推進方針（案）目次

はじめに

第1章 部活動改革及び地域クラブ活動の推進方針の策定にあたって

- 1 部活動の地域展開とは
- 2 国の動向（方針）
- 3 本市の取組の経緯

第2章 部活動改革及び地域クラブ活動の推進方針

- 1 本市の目標と方針
- 2 岡山市認定地域クラブ活動
- 3 岡山市認定地域クラブ活動指導者登録制度

第3章 今後の地域展開の円滑な推進に当たっての方策

- 1 推進体制の整備
- 2 各種課題への対応

【参考文献】

- ・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
【スポーツ庁・文化庁（令和4年12月）】
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm
- ・部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン
【文部科学省（令和7年12月）】
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm
- ・運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集【スポーツ庁（令和4年11月）】
- ・岡山市立中学校部活動地域移行推進方針【岡山市（令和5年3月）】

【参考資料】

- ・本市の現状
- ・令和5年度岡山市部活動地域移行に関するアンケート調査の概要

【別添資料】

- ・岡山市認定地域クラブ活動ガイドライン



はじめに

学校部活動（以下、「部活動」という。）は、スポーツ・文化芸術活動に興味・関心のある生徒が自主的・自発的に参加し、学校教育の一環として、教職員の献身的な支えによりスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、部活動を通じて、生徒同士や教職員との望ましい人間関係の構築、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感を育むなど、教育的意義を有してきました。

しかし、少子化が進展する中、部活動をこれまでと同様の体制で運営することが困難となってきており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思に関わらず教職員が指導を担う指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層困難な状況にあります。

国は、部活動の維持が困難となる前に、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保することを目指し、「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」を策定しました。「地域の子どもは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、学校と地域との連携・協働により、学校主体の部活動から地域主体の地域クラブ活動へと移行する方針を示し、令和5年度から令和7年度を改革推進期間と位置付け、地域の実態に合わせて、まずは休日の部活動の地域移行を推進する方針を示しました。

こうした国の動向を受け、本市では、令和4年度に市民生活局（現スポーツ文化局）と教育委員会が協働して、学校関係者や競技団体等の関係団体と地域移行に係る協議を重ね、令和11年度から休日の部活動の完全地域移行をめざす「岡山市部活動地域移行推進方針（令和5年3月）」を策定しました。また、令和5年度に有識者や学校、地域の関係団体等の代表者から成る「岡山市部活動地域移行検討会議」を設立し、部活動から地域クラブ活動への円滑な転換のための検討やモデル事業の実施を進めているところです。

このたび国が、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月）」を策定したことを踏まえ、新たに今後の本市の取組をとりまとめた「岡山市部活動改革及び地域クラブ活動の推進方針」を策定しました。これまで「学校単位」で行われてきた部活動の教育的意義や役割を継承・発展しつつ、生徒が地域でスポーツ・文化芸術活動に親しむことのできる環境を構築するため、部活動の地域展開等に取り組んでまいります。

令和8年3月
岡山市スポーツ文化局
岡山市教育委員会

第1章 岡山市部活動改革及び地域クラブ活動の推進方針の策定にあたって

1 部活動の地域展開とは

少子化や教職員の働き方改革が進む中、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実することを目的として、国の方向性を受けて、地域の実態を踏まえた「地域展開」の取組が全国的に進められています。

生徒のスポーツ・文化芸術活動を部活動から、学校を含めた地域全体で支える地域クラブ活動に展開することを「部活動の地域展開」といいます。地域クラブ活動は、新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とすることが期待されています。この改革の理念をよりの確に表すため、従来の「地域移行」から「地域展開」へと文言変更されました。

地域展開の推進にあたり、「語句」の定義を整理します。

語句	定義
地域展開	生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること。
地域連携	部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること。
地域展開等	「地域展開」と「地域連携」をまとめて指し示す場合に表記する。
地域クラブ活動	地域の指導者等の指導により行われる地域主体の活動のこと。 このうち、市の認定を受けた活動を「岡山市認定地域クラブ活動」とする。
地域クラブ指導者	地域クラブ活動において指導を行う指導者のこと。 「岡山市認定地域クラブ活動」を指導する市登録の指導者を「岡山市認定地域クラブ活動指導者」とする。
実施主体	個別の「岡山市認定地域クラブ活動」を実施する団体
運営団体	各「岡山市認定地域クラブ活動」を統括し、運営・管理業務を行う団体

地域全体で生徒の活動を支える

将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を目的とした「部活動の地域展開」は、学校に代わる運営団体・実施主体の確保、専門性を有する指導者の確保や資質の向上、けがや事故の際の責任の所在など、**新たな仕組みを構築していく必要のある大きな改革です。**

多くの課題を解決していくためには、相当な時間を要します。岡山市をはじめ、**関係者の皆様のご理解の下、地域展開を推進していくことが重要であり、将来の子どもたちの活動機会を確保するため、皆さんの力を結束して取り組むことが不可欠**となります。

2 国の動向（方針）

(1) 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン 【スポーツ庁・文化庁（令和4年12月）】

少子化や学校における働き方改革による、部活動が持続可能性の面で厳しさを増している状況について、中央教育審議会や国会等においても指摘されるようになり、スポーツ庁・文化庁は、部活動の適正化に向けた改善方策や地域との連携・協働、地域への移行の方向性を示しました。

令和4年夏に取りまとめられた「部活動の地域移行に関する検討会議」の提言を踏まえ、同年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（以下、「令和4年度ガイドライン」という。）を策定し、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の方向性が示されました。

なお、令和4年度ガイドライン当時は、「地域移行」と表記されていました。

【令和4年度ガイドラインの概要】

改革の理念等	・ 少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保すること		
	・ 部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方		
改革期間 取組方針	・ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」意識の下、部活動の教育的意義を継承した、新たな地域クラブ活動の在り方等		
	改革推進期間		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
・ 令和5年度から7年度までを改革推進期間とする			
・ まずは休日部活動の段階的な地域移行をめざす（平日は可能なところから）			
・ 地域の実情に応じて、可能な限り早期の実現をめざす			

【参考】「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」
【スポーツ庁（令和4年12月）】

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm



(2) 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン

【文部科学省（令和7年12月）】

令和8年度以降の取組の方向性として、令和7年5月に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」が最終とりまとめを行い、「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」を踏まえて、国は、同年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（以下、「令和7年度ガイドライン」という。）を示し、令和4年度ガイドラインを改訂しました。

【令和7年度ガイドラインの概要】

<p>取組の名称</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改革の理念等をよりの確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に変更 ・学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える ・新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする 		
<p>改革の理念等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実 ・障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備 ・地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出 		
<p>改革期間 取組方針</p>	<p>改革実行期間</p>		
	<p>令和8年度～10年度 「改革実行期間」 (前期)</p>	<p>【中間評価】</p>	<p>令和11年度～13年度 「改革実行期間」 (後期)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・【休日】 実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現 ・【平日】 各種課題を解決しつつ、さらなる改革を推進 ・国が定めた要件等に基づき、市町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築 		

【参考】「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」

【スポーツ庁（令和7年12月）】

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm



3 本市の取組の経緯

(1) 岡山市立中学校部活動地域移行推進方針の策定

本市では、令和4年度ガイドラインを踏まえて、令和5年3月に「岡山市立中学校部活動地域移行推進方針（以下、「市推進方針」という。）を策定しました。

目標	子どもが、スポーツ・文化芸術活動に親しみ、様々な体験をするため、地域全体で継続的に支える仕組みを創出する。		
考え方	学校単位の取組から、学校を含めた社会全体の取組となるよう、新たな環境の構築を推進		
進め方	学校部活動をベースに学校と地域が緩やかに連携していく形での取組		
改革期間 取組方針	令和5年度～7年度	令和8年度～10年度	令和11年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和11年度の休日部活動の完全地域移行をめざす ・改革推進期間Ⅰ：令和5年度～7年度にモデル事業を実施 ・改革推進期間Ⅱ：令和8年度からさらに移行を促進 		

(2) モデル事業の実施と検証

令和5年度から7年度に実施した、主なモデル事業の検証については、以下のとおりです。

主なモデル事業	検証事項	成果（○）と課題（▲）
【地域連携】 部活動へ 地域指導者を派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者人材の確保 ・指導者としての質の向上 ・指導者謝金支払いの仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> ○約100名の地域指導者を確保 ○年3回の指導者研修を実施 ▲地域指導者のさらなる確保 ▲地域指導者の管理システム確立
【地域展開】 地域クラブ活動の試行	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的なクラブ運営の仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域クラブ（15）の試行開始 ▲関係者合意形成に時間を要する ▲クラブ認定要件の設定 ▲費用負担のあり方

モデル事業の実証結果から、地域展開推進のためには、指導者人材や実施主体の確保、安定的な地域クラブ運営の仕組みの構築、費用負担の在り方、地域の実情に合った地域展開の模索等が大きな課題として見えてきました。

このため、本市では、モデル事業の検証や令和7年度ガイドラインを踏まえて、令和8年度以降の推進方針を改訂することとしました。

第2章 岡山市部活動改革及び地域クラブ活動の推進方針

1 本市の目標と方針

(1) 目標

将来にわたって生徒が、スポーツ・文化芸術活動に親しみ、様々な体験機会を確保・充実するため、地域全体で継続的に支える仕組みを創出する。

(2) コンセプト

生徒のスポーツ・文化芸術活動を、学校部活動から地域クラブ活動に展開します。本市は、認定要件を満たす地域クラブを「岡山市認定地域クラブ活動」として活動を支援します。

地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することをめざします。

① こどもファースト

地域の関係者が連携した豊かで幅広い活動から、生徒の誰もが身近な地域で選択して活動することが可能となります。

地域クラブ活動において、同年代の生徒のみならず、多世代が交流する場を通じて、生徒の豊かな人間形成につながることを期待されます。

② 活気あふれる地域づくり

地域クラブ活動を通じて、生徒を含む子どもや大人の交流も促進され、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や地域社会の活性化につながることを期待されます。

③ 教職員の負担軽減

部活動の地域展開等の取組を通じて、学校における働き方改革の推進を図るとともに、学校教育の質の向上にも資することにつながります。

また、岡山市認定地域クラブ活動での指導を希望する教職員が、指導可能となる体制づくりをめざします。

(3) 基本方針

【旧】 令和 11 年度の休日部活動の完全地域移行をめざす

【新】 令和 13 年度 9 月以降、休日部活動の完全地域展開（休日の部活動を行わない）

国の「令和 7 年度ガイドライン」を踏まえて、令和 8 年度から 13 年度までを「改革実行期間」（令和 8～10 年度を「前期」、令和 11～13 年度を「後期」）として設定します。

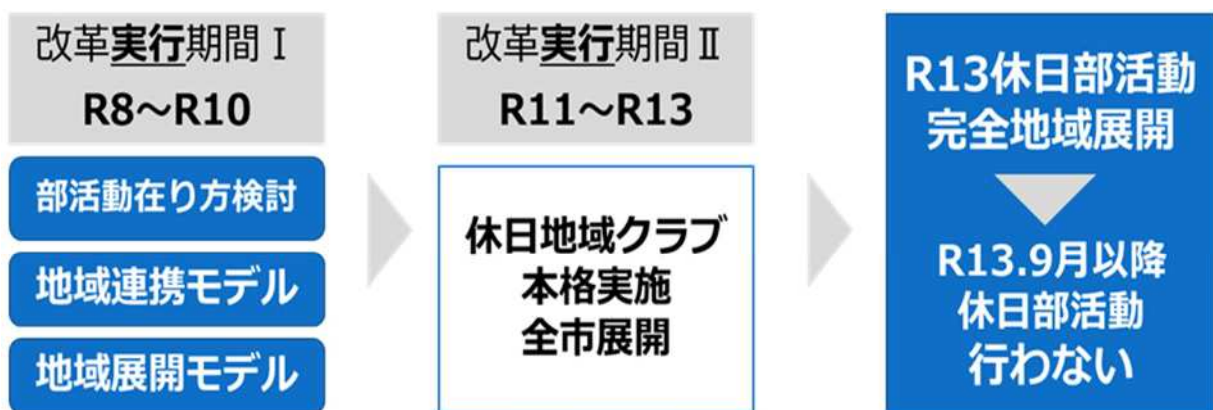
「前期」には、改革推進期間（令和 5～7 年度）に実施したモデル事業の成果や課題を踏まえて、引き続き、地域展開等の段階的なモデル試行に取り組み、各種課題への対応を検討しながら運営体制を整備し、本市の実情に沿った地域展開を模索することとします。

「後期」には、安定的な運営体制のもとで、公費負担と受益者負担のバランスを考慮しながら、休日の岡山市認定地域クラブ活動を拡充及び全市展開をめざします。

部活動については、少なくとも令和 13 年度の 9 月以降、休日の部活動を行わない方針としました。

また、平日部活動の地域展開は、可能なところから取り組み、改革実行期間内に前倒しでの地域展開の取組を可能とします。

なお、「前期」終了時の令和 10 年度には、改革の進捗状況や国の動向等を踏まえ、推進方針の見直しを図ることとします。



- 改革実行期間中は、休日のみならず、平日も可能なところから地域クラブの取組を実施

(4) 令和8年度以降の取組概要

① 部活動の在り方検討

令和6年3月に行った教職員を対象とした調査では、部活動指導に負担を感じている教職員が全体の約89%を上回る結果となりました。また、令和7年10月現在、時間外在校等時間が45時間を超える中学校の教職員は、全体の44.1%となっており、部活動指導が大きな要因の一つであると考えられます。

令和13年度9月以降、休日部活動の完全地域展開までの間、部活動の継続が見込まれることから、早朝練習の廃止や放課後の活動時間の見直し等の検討を行い、教職員の負担軽減につながる取組を推進します。

② 部活動の地域連携

地域展開を推進するうえで、岡山市認定地域クラブ活動の指導者の確保と養成が重要となります。現在、部活動指導員と部活動指導補助員が各校の部活動へ配置されていますが、部活動の指導者は、将来の岡山市認定地域クラブ活動の指導者としての活躍が期待されることから、大学や企業、競技団体等と連携した指導者の確保と研修の実施による養成を推進します。

③ 部活動の地域展開

生徒が身近な場所で、希望するスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、国の認定制度をベースとした岡山市認定地域クラブ活動のモデル試行を通じて、本市の実情に合った地域展開の方向性を検討します。

地域クラブ活動は、受益者負担が基本となりますが、本市では、保護者の急激な負担を軽減する観点から、金銭的な支援による負担軽減を検討します。

また、岡山市認定地域クラブ指導者登録制度を構築し、指導者研修の実施や勤怠管理等の一元管理を進めます。

さらに、岡山市認定地域クラブ活動の運営・管理の中核を担う「運営団体」の構築に向けた検討及びモデル試行に取り組みます。

上記の取組を推進するにあたり、学校を含めた地域全体で生徒のスポーツ・文化芸術活動を支える気運の醸成を図る観点から、生徒や保護者、教職員、関係団体等へ本市の推進方針や取組状況等の情報発信に努めます。

2 岡山市認定地域クラブ活動

(1) 在り方

岡山市認定地域クラブ活動は、これまで部活動が担ってきた、好ましい人間関係の形成等に資するなどの教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる「新たな価値」を創出することが期待されています。また、地域の実情に応じた適切な形態等で実施することが重要です。

競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることが主目的となります。

(2) 認定制度

地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力の向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国が示す認定要件及び認定手続き等に基づき、本市が認定を行う認定制度を構築します。

認定された活動については、「**岡山市認定地域クラブ活動**（以下、「認定クラブ」という。）」と呼称します。

(3) 認定のメリット

認定クラブについては、以下のメリットがあります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 生徒・保護者等に対する活動紹介等の情報提供② 認定クラブの運営等への公的支援<ul style="list-style-type: none">・金銭的な支援による受益者負担の軽減・中学校施設の優先利用（学校開放事業の時間帯を除く）及び使用料の免除・学校備品等の活用 等 |
|--|

※中学校施設の利用については、

別紙資料「岡山市認定地域クラブ活動ガイドライン」

岡山市認定地域クラブ活動学校施設利用要項（実証事業）を参照

(4) 認定制度の概要

国の認定制度をベースとした認定要件や手続き等を取りまとめた「岡山市認定地域クラブ活動ガイドライン」を作成します。今後の認定クラブモデル試行から得られた課題等を考慮し、本市に合った認定制度となるようブラッシュアップしていきます。

【認定要件】

- ① 部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

【手続き等】

- 各認定クラブ及び運営団体が申請書等を本市へ提出、審査ののち認定の実施
- 認定の有効期限は最長1年とし、当該年度の年度末とする

※具体的な確認事項等の詳細は、

別添資料「岡山市認定地域クラブ活動ガイドライン」

岡山市認定地域クラブ活動認定要件確認書を参照

(5) 認定クラブの設立

① 対象者

原則、市立中学生を対象とし、運営に支障のない範囲で子どもや大人の参加を可能とします。

② 対象種目

原則、部活動にある種目から着手し、認定クラブを設立します。また、豊かで幅広い活動（多様な体験やレクリエーション的な活動）も検討していきます。

③ 考えられる設立のパターン

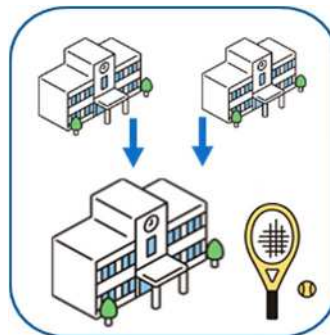
【部活動展開型】



単一中学校で部員数が十分確保できている等、単独で活動可能な部活動を対象に地域展開を考えるパターンです。

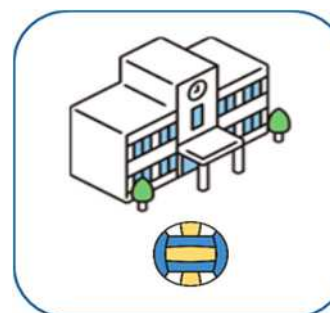
これまでどおり、中学校単位の生徒を主体とした活動が可能となります。

【集約型】



部員数の減少が見込まれ、将来的に中学校単位の活動が困難と見込まれる場合、近隣のエリアでの合同活動が可能となります。

【拠点型】



現在、通学する中学校に希望する部活動の設置がない場合、エリア（近隣・区域・全市等）の範囲内で活動を選択して参加することが可能となります。

3 岡山市認定地域クラブ活動指導者登録制度

(1) 定義

本制度に基づき、本市が定める研修を受講し、登録された指導者を「**岡山市認定地域クラブ活動指導者**（以下「認定クラブ指導者」という。）と呼称します。

(2) 研修

① 研修内容例

- ・地域展開の理念や認定クラブ活動の在り方
- ・暴力、暴言、ハラスメント等の不適切行為の防止
- ・中学校等段階の生徒の特徴や配慮事項 等

② 研修の実施

参集及びオンデマンド方式

(3) 登録要件

- | |
|--|
| <p>① 中学生年代を対象とし、部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた者であること</p> <p>② 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許されないことを誓約した者</p> <p>③ 以下のいずれにも該当しない者</p> <ul style="list-style-type: none">・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者・ 暴力団或いは暴力団を始めとする反社会勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者・ 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者 <p>■ 登録の有効期間は1年とする（当該年度末）</p> |
|--|

※詳細は、

「岡山市認定地域クラブ活動ガイドライン」指導者登録制度を参照

第3章 今後の地域展開の円滑な推進に当たっての方策

1 推進体制の整備

(1) 本市の推進体制

① 庁内

部活動の地域展開等の推進に当たっては、教育、スポーツ、文化芸術等を担当する様々な部署が一体となって取組を推進することが重要となります。

令和5年度に市民生活局（現スポーツ文化局）スポーツ振興課内に、地域展開を主管する担当が設置されました。加えて、文化芸術活動を主管する文化振興課、部活動を主管する教育委員会事務局保健体育課（運動部）、学校指導課（文化部）の関係課が連携した、庁内のワーキンググループが結成され、週1回のワーキング会議を通じて、地域展開等の取組について、立案・企画・調整を行っています。

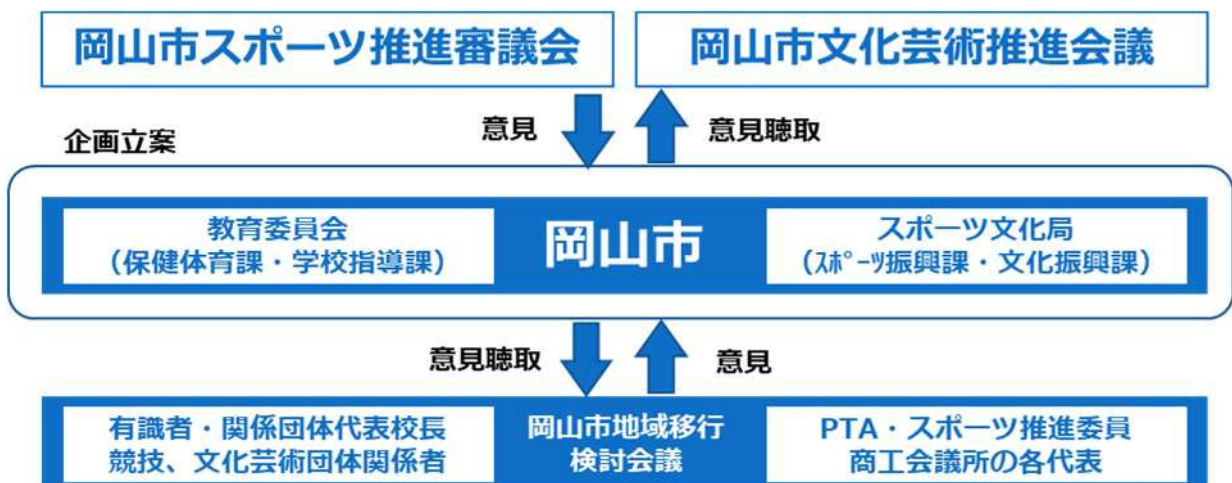
② 岡山市部活動地域展開検討会議

有識者や校長会の代表、スポーツ協会や吹奏楽連盟等の関係団体の代表、PTA会長や商工会議所代表から構成する、岡山市部活動地域展開検討会議において、庁内のワーキンググループで作成した取組案について、幅広く意見聴取を行っています。

③ 岡山市スポーツ推進審議会及び岡山市文化芸術推進会議（条例設置）

岡山市部活動地域展開検討会議の意見聴取を反映させた取組案について、岡山市スポーツ推進審議会及び岡山市文化芸術推進会議に意見聴取を経て成案とする推進体制を整備しています。

【本市の推進体制】



(2) 本市・運営団体・実施主体の役割分担

① 本市

改革の推進主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて、包括的な企画・調整を行います。

また、認定制度の確立や認定クラブ活動について、豊かで幅広い活動が実現されるよう、丁寧に運営団体や実施主体への支援や指導助言に努めます。

② 運営団体

安定的かつ継続的な活動の実施のため、各認定クラブ活動を統括し、運営・管理業務の中核部分を担う役割があります。

本市の現状として、運営団体の構築が課題となっており、国の示す実施主体との役割分担を参考に、本市の実情に合った検討と取組を実施していきます。

③ 実施主体

活動計画や学校施設利用等に係る学校との連絡調整や参加生徒の安全確保等、個別の認定クラブ活動を実施する役割を担います。

地域クラブ活動の「運営団体」と「実施主体」の役割分担					
<p>【実行会議 最終とりまとめ（抜粋）】</p> <p>「運営団体」…各地域クラブ活動を統括する団体 / 「実施主体」…個別の地域クラブ活動を実際に行う団体</p> <p>※一つの団体（体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等）が「運営団体」と「実施主体」の両者の役割を兼ね備える場合には、団体内の部署・機能として、「運営団体」は管理部門、「実施主体」は実施部門と捉えられる。</p> <p>運営団体・実施主体の体制等によって役割分担の在り方は多様であり、柔軟に連携・協力を行うことが重要。</p> <p>（例）パターン①…運営団体と実施主体を一つの団体が兼ねている場合 パターン②…運営団体が運営・管理業務、実施主体が実施業務を担う場合 パターン③…運営団体が活動実施に向けた準備まで担う場合 パターン④…実施主体が運営・管理業務の一部まで担う場合</p> <p>※運営団体は各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核部分を担うことは共通だが、これらのパターン以外にも多様な分担の在り方が想定</p>					
	主な役割	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
<運営・管理>	・運営方針、運営計画の策定 ・実施主体の活動状況の管理、指導助言、相談対応 ・運営人材の確保・育成、運営業務の効率化 ・責任主体の明確化、危機管理マニュアル作成 ・保険加入状況や補償内容の確認 ・リスク管理等の研修実施 ・収支計画の作成、会計・税務処理、労務管理 ・競技団体等への登録、大会・コンクールへの参加申込・運営従事	運営団体 実施主体	運営団体	運営団体	運営団体
<活動実施に向けた準備>	・活動計画の作成、活動スケジュールの調整（日時・場所・指導者） ・指導者、活動場所、移動手段、消耗品や備品等の確保 ・学校との連携・情報共有 ・入会手続、会費徴収		実施主体		実施主体
<活動実施>	・参加者・保護者との連絡（活動内容や出欠確認等） ・安全確保の取組 ・コースを踏まえた活動の実施 ・体験会の開催			実施主体	

別冊資料②部活動の地域展開等に関する参考資料【文部科学省】

(3) 認定クラブと中学校及び本市との連携

部活動を地域展開した場合にも、認定クラブ活動にあたっては、学校との関係が切り離されるものではなく、中学校との適切な連携を図ることが重要です。

そのため、認定クラブ活動の学校施設使用調整、活動方針や活動状況等を中学校に共有する手段として、アプリを活用し、本市を含めた関係者が一元的に情報を共有できる体制を構築します。

(4) 関係団体・大学・民間企業との連携

これまで、関係団体等や大学、民間企業と連携・協働により、地域展開等の取組を推進してきました。こうした連携・協働を通じて、行政側にはない新たな視点やノウハウが導入され、より充実した活動となることが期待されます。

指導者や受皿団体の確保、運営団体の構築等、様々な課題があることから、今後さらに関係団体と一体となって取組を推進することに努めます。

また、協賛等による金銭的な支援や指導者人材の派遣等の協力促進のために、本市のホームページ等へ取組を掲載する等、関係団体等へのインセンティブの付与について検討します。

2 各種課題への対応

(1) 運営団体の整備

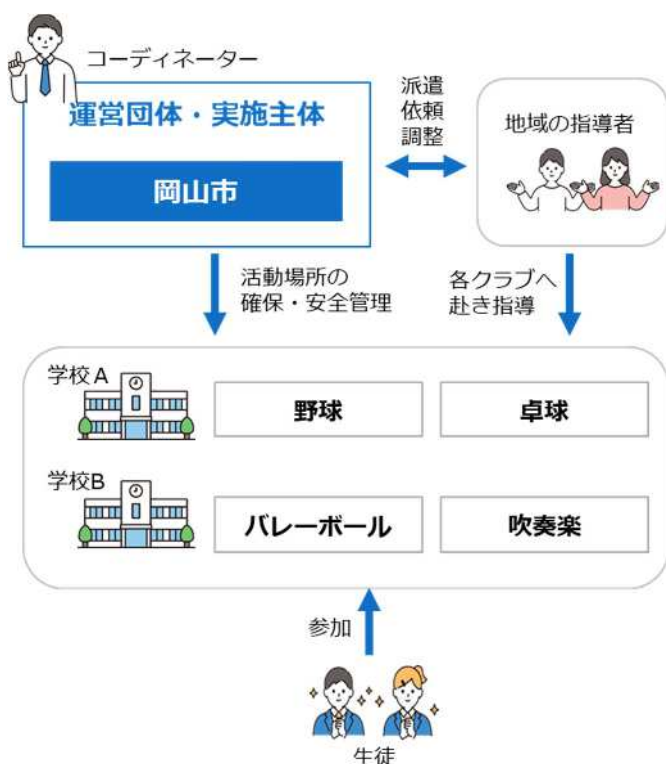
認定地域クラブ活動は、本市による企画・調整の下、認定制度に則って持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することが求められます。そのため、適切な運営体制の整備を行うことが必要です。

今後、数多くの認定クラブが設立されることを想定した場合、認定クラブの設立サポート相談窓口、認定クラブの活動実績のとりまとめや指導者謝金の支払い業務等、きめ細やかな運営管理業務の中核を担う運営団体の整備が課題となります。

まずは、本市において運営に関するサポート体制の整備やICT活用による運営業務の効率化等の仕組みを検証するとともに、地域の実情に合った運営団体を構築する検討を進めていきます。

【考えられる運営体制図】

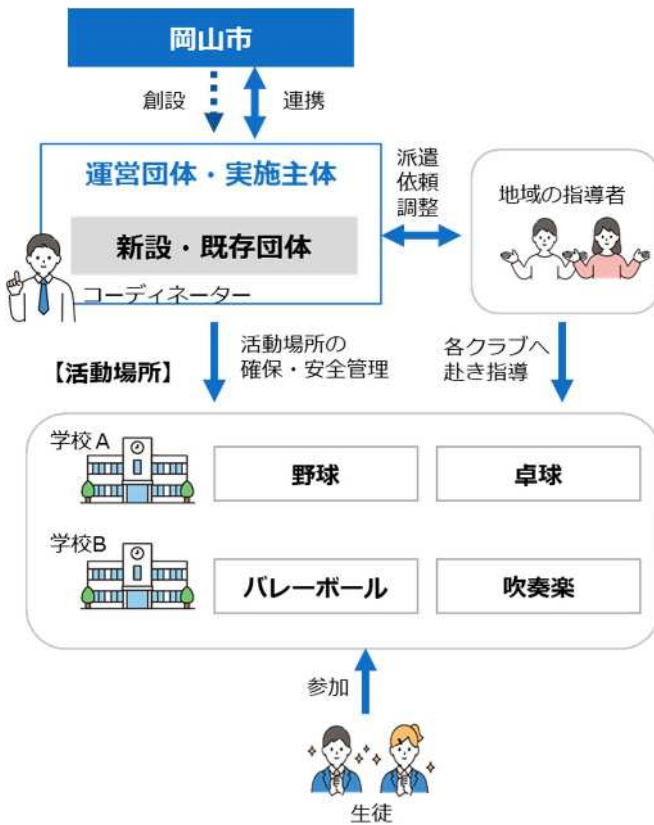
① 地域団体・人材活用型



市が運営事務局となり、コーディネーターが地域の団体や地域の指導者に協力を依頼するほか、学校や地域の団体等との連絡調整や活動場所の利用調整を行う。

また、運営事務局は、公認指導者、兼職兼業の教師、大学生等の地域の指導者を活動場所へ派遣する。

② 任意団体設立・既存団体活用型

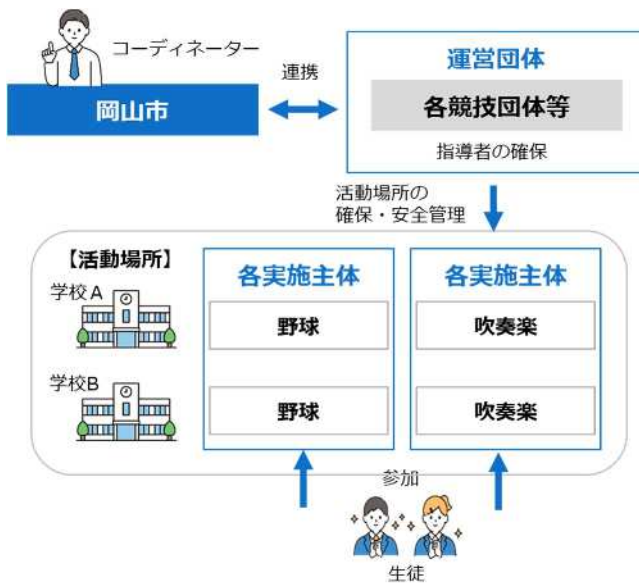


協議会等からなる任意団体を市が創設し、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。

新たな任意団体の創設のほか、既存の団体（総合型地域スポーツクラブ、NPO法人等）との連携も考えられる。

また、運営事務局は、公認指導者、兼職兼業の教師、大学生等の地域の指導者に依頼し、指導者として活動場所へ派遣する。

③ 競技団体等連携型



市がコーディネーターと連携し、地域の競技団体等に連携協力を依頼する。

各運営団体事務局が学校や実施主体等との連絡調整や活動場所の利用調整などを行う。

また、公認指導者、兼職兼業の教師、大学生等の地域の指導者が、競技団体等に所属して指導を行う。

(2) 指導者確保・育成

認定クラブ活動を支える地域の多様な人材から、質・量ともに十分な指導者を確保することが不可欠です。

新設する認定クラブ指導者登録制度を通じて、地域の多様な人材の発掘・マッチングを進めるとともに、ICTを活用したオンデマンド方式による研修の実施による指導者の質の向上を図ります。

また、認定クラブ指導者登録制度に登録しても、改革当初、認定クラブの設立は少ないことから、指導する場がないことが想定されます。潜在的な指導者の担い手に対し、地域連携の取組として、部活動指導補助員の派遣を通じて、将来の認定クラブ指導者としての養成を行います。

(3) 活動場所の確保

認定クラブの活動の場として、中学校施設の夜間学校開放事業の時間帯を除き、これまで部活動として使用していた時間帯に限り、中学校施設の優先利用を可能とします。

平日の地域展開を考慮した場合、認定クラブ指導者の指導が可能な時間帯として、夜間の中学校施設の施設利用が考えられますが、学校開放事業を利用する一般団体との兼ね合いも課題となります。

平日の円滑な地域展開も視野に入れ、よりよい中学校施設利用の検討を進めていきます。

(4) 公費負担と受益者負担の在り方

認定クラブは、社会教育活動として位置付けられるため、活動に係る経費（指導者への謝金、指導者や生徒の保険料、消耗品費等）は、原則、受益者負担となります。しかし、急激な受益者負担の増加は、生徒の体験機会を奪うことにつながる可能性が懸念されます。

認定クラブは、公的な財政支援を受けられることを認定のメリットの一つとしており、令和8年度以降の認定クラブモデル事業の効果検証を通じて、公費負担と受益者負担のバランスの在り方や困窮世帯への支援について、国の動向を注視しつつ検討していきます。

【参考資料】

■ 本市の現状

【市立中学校設置数及び在籍人数（令和7年5月1日現在）】

市立中学校数	在籍人数
38校 市立中学校 37校 義務教育学校 1校	16,875人



【部活動設置状況】

設置	設置数等	種目等
運動部	446部 9,295人 入部率 55%	陸上競技・水泳・バスケットボール・サッカー・ハンドボール 野球・新体操・バレーボール・ソフトテニス・卓球・バドミントン・ソフトボール・柔道・剣道・ホッケー・空手
文化部	132部 4,092人 入部率 24%	吹奏楽・美術・国際理解・科学・合唱・箏曲・パソコン 放送・写真・ボランティア・茶道・英語・総合・新聞 手芸・演劇・ダンス・地域活動・園芸・文化財保護・家庭 食物・視聴覚・英語
合計	578部 13,387人 入部率 79%	令和7年6月現在

【部活動指導者】教職員の専門指導率 53%

指導者	運動部	文化部	合計	備考
部活動顧問	766人	311人	1,077人	教職員
部活動指導員	78人	28人	106人	単独指導が可能な会計年度任用職員
外部指導者	35人	36人	71人	学生や地域の方等の指導補助
合計	879人	375人	1,254人	令和7年6月現在

■令和5年度岡山市部活動地域移行に関するアンケート調査の概要

【概要】

- ・調査期間：令和5年11月～12月
- ・対象：小学6年生・中学1～2年生とその保護者、中学校教職員 計18,745人
- ・方法：WEBアンケート
- ・結果：回答11,452人 回答率61.1%

【回答概要】

小学生	<ul style="list-style-type: none">・約50%が地域のスポーツ・文化活動へ参加しており、習い事が最多・やってみたい活動は、既存の運動部活動種目が上位
中学生	<ul style="list-style-type: none">・部活動の満足度は約75%と高く、友達と楽しく活動したい傾向・未加入の生徒のうち約40%が「入りたい部活動がない」と回答・地域展開後も約70%が「これまでどおり参加したい」と回答
中学校教職員	<ul style="list-style-type: none">・部活動指導に約70%が「やりがい」を感じていると回答・負担感は「休日の長時間指導」「非専門の指導」が最多・地域展開後、指導に関わりたい教職員は約13%
保護者	<ul style="list-style-type: none">・地域展開後も約63%が「部活動と一貫した活動」を希望・地域クラブの費用負担の上限は、月1,000円が約42%と最多・地域展開の課題として「トラブル時の責任の所在」が最多

岡山市部活動地域移行に関するアンケート調査結果【概要】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/cmsfiles/contents/0000059/59824/gaiyou.pdf>

